

第5回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和元年10月31日(木)
- 2 開催時間 午前10時30分開会 午前11時15分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 25名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣 利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 1名
 - 15番 飯田 祐一
- 6 議事録署名委員
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
- 7 議 事
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
 - (5) 報告第5号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (6) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (7) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第3号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (9) 議案第4号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局出席職員
 - 事務局長 河本 伸一 農地係主任 森 慎太郎
 - 農地係主任 水野 晴基 農地係専門員 木原 一広
 - 農地係主任補 堀田 泰蔵

事務局 長	ご起立願います。礼
議長	ただいまより、第5回帯広市農業委員会を開催いたします。
中谷 会長	(会長より、農業委員の綱紀粛清についておよび挨拶)
議長	それでは、議事に入ります。
	はじめに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、諸般の報告をさせていただきます。
事務局 長	報告いたします。
	本日の出席委員は25名となっております。議席番号15番 飯田委員
	につきましましては、欠席の申し出を受けております。
	本日の議事につきましましては、報告が5件、議案が4件です。
	(配布資料の確認)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、10番 野原幸治委員、11番 丸谷友姫委員
	を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(水野主任)	農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および第3号
	「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	9月分の調査結果について、梶川 調査委員長より報告をお願いします。
梶川調査委員長	9月25日の調査ですが、報告第2号1現況証明の附番25の1件について現地
	調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。2農地法第5条の転用に
	係る完了の確認についてですが、附番2の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。
	つづきまして、報告第3号農地利用状況調査(農地パトロール)についてですが、
	第9回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。帯広市中央部
	および西帯広外合わせて263haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および

無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、9月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、10月分の調査結果について、尾関 調査委員長よりお願いいたします。

尾関調査委員長

10月10日の調査ですが、報告第2号1現況証明の附番26から29の4件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。2農地法第4条の転用に係る完了の確認についてですが、附番4から6の3件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。3農地法第4条の一時転用に係る復元完了についてですが、附番1の1件について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを確認いたしました。4農地法第5条の転用に係る完了の確認についてですが、附番3から5の3件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。5農地法第5条の一時転用に係る復元完了についてですが、附番3の1件について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを確認いたしました。

つづきまして、報告第3号農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第10回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。別府町537ha、基松町754ha、川西町718ha、合わせて2,009haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、10月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長からの報告について、ご質問等ございませんか。

（ 委 員 ）

（なし）

議長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

次に、報告第4号「市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について」、事務局より説明願います。

事務局(水野主任)

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき市街化区域内の農地転用の届出があり受理したので、次のとおり報告します。

（報告第4号、附番9の市街化区域内の農地転用1件について朗読・説明）

住宅の建設を目的とした、市街化区域内での転用届けでございます。

議長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

（ 委 員 ）

（なし）

議長

特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。

次に、報告第5号「調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について」、事務局より説明願います。

事務局(水野主任)	<p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について次のように専決処分し調整を行ったので報告します。</p> <p>(報告第5号、附番4から5の2件について、調整委員指名の専決処分および調整結果を朗読)</p> <p>附番4は経営規模の縮小、附番5は既に離農しているものです。なお、調整の結果はいずれも不調となっております。</p>
議長 (委員)	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>特に無いようですので、報告第5号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p>
事務局(水野主任)	<p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(水野主任)	<p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番14から17の4件の合意解約について朗読。説明)</p> <p>以上附番14から17までの4件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p>
議長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番16から18の売買(相対)による所有権の移転2件、国有地売払に伴う所有権の移転1件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上附番16から18までの3件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>

議 長	<p>それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番18については、私自身が議事参与の制限に該当いたしますことから、ここで議長を中村会長職務代理者に交代させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>【中谷会長退席、議長席に中村会長職務代理者着席】</p>
議 長（中村代理）	<p>それでは議長を交代いたしますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番18について、深田委員よりお願ひいたします。</p>
深 田 委 員	<p>附番18について、意見を申し上げます。申請農地は、旧河川敷地であり、受け人が長年に渡り使用している農地です。そのため、今後、受け人において有効に利用されるものと思われ、これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議 長（中村代理）	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
（ 委 員 ）	<p>（なし）</p>
議 長（中村代理）	<p>ご異議が無いようですので、本件は申請どおり許可することと決定いたしました。ここで議長を交代いたします。</p> <p>【中村会長職務代理者自席へ移動、議長席に中谷会長着席】</p>
議 長	<p>引き続き、残りの案件に参ります。</p> <p>附番16について、兒玉委員よりお願ひいたします。</p>
兒 玉 委 員	<p>附番16について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番17について、濱野委員よりお願ひいたします。</p>
濱 野 委 員	<p>附番17について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
（ 委 員 ）	<p>（なし）</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願ひします。</p>

事務局(堀田主任補) 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第3号、一般分 附番42の賃貸借権の設定1件について、調査書に基づき朗読・説明。)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

事務局(木原専門員) (同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化学業に伴う賃貸借権の設定附番5の1件について、調査書に基づき朗読・説明。)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

議 長 これより議案の審議を行います。一般分 附番42については室崎委員が関係しておりますので、委員の退席後に審議を行います。

【室崎委員退席】

議 長 それでは審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。

【室崎委員着席】

議 長 引き続き残りの案件について審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(木原専門員) 農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。

(議案第4号、附番4から5の2件について朗読及び説明)

議 長 それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

議 長	<p>続いて「その他」に入ります。</p> <p>今回、事務局からは特に無いようですが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。</p>
合 飲 垣 委 員	はい。
議 長	12番 合飲垣委員。
合 飲 垣 委 員	<p>冒頭、会長から大阪府での農業委員研修に関する不祥事の話もございましたが、10月に入りまして、今度は奈良県安堵町の農業委員会の会長が虚偽の転用で逮捕されております。また、農政課長を含めて合計3名が逮捕されたようでございます。</p> <p>私は農業委員になって10年が経ちますけれども、十勝管内でも問題があつて辞職した農業委員がおりました。私たち農業委員は農地の売買や賃貸借にも関わりますが、地域調和要件などの法的な確認をしっかりとするなど、今後も気を付けて公務に携わっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、合飲垣委員の方から農業委員としての仕事の在り方について、国民の信頼を裏切ることの無いよう、高い倫理観を持ってその責務を果たしていきましようというようなお話がありました。私たち農業委員は、担っている職務と責任を自覚し、法令遵守のもと公正に遂行していかなければなりません。私自身も気を付けて参りたいと思いますし、皆さんにもしっかりと対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ほかに、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>特に無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。</p> <p>次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。</p>
事 務 局 (森 主 任)	(事務局から連絡事項の説明)
事 務 局 (水 野 主 任)	
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。